

## 議案第96号

### 訴えの提起について

別紙、訴状記載の訴えを提起するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月3日提出

小松島市長 中山俊雄

収入印紙

34,000 円

訴 状

令和2年 月 日

徳島地方裁判所 御中

原告指定代理人 内藤 雅人

同 建島 寿徳

同 藤本 裕之

同 谷本 岳彦

同 築原 美奈子

同 森 博史

同 津川 慎一郎

同 中村 健人

(送達場所)

〒773-8501

徳島県小松島市横須町1番1号

原告 小松島市

同代表者市長 中山 俊雄

電話 0885-32-2123

FAX 0885-33-3253

〒773-

徳島県小松島市

被告 A

〒773-

徳島県小松島市

被告 B

〒773-

徳島県小松島市

被告 C

〒770-

徳島県徳島市

被告 D

〒773-

徳島県小松島市

被告 E

貸金返還等請求事件

訴訟物の価額 金 5,822,830 円

貼用印紙額 金 34,000 円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告 A (以下「被告 A」という。)は、原告に対し、金 1,045,118 円及び別表 1「元金」欄記載の額に対する同額に対応する同表「違約金起算日」から、それぞれ支払い済みまで 100 円につき 1 日 3 銭の割合による金員から、それぞれ「既払金」欄記載の額を控除した金員に対し 2 分の 1 を乗じた金員を支払え。
- 2 被告 B (以下「被告 B」という。)は、原告に対し、金 522,559 円及び別表 1「元金」欄記載の額に対する同額に対応する同表「違約金起算日」から、それぞれ支払い済みまで 100 円につき 1 日 3 銭の割合による金員から、それぞれ「既払金」欄記載の額を控除した金員に対し 4 分の 1 を乗じた金員を支払え。
- 3 被告 C (以下「被告 C」という。)は、原告に対し、金 522,559 円及び別表 1「元金」欄記載の額に対する同額に対応する同表「違約金起算日」から、それぞれ支払い済みまで 100 円につき 1 日 3 銭の割合による金員から、それぞれ「既払金」欄記載の額を控除した金員に対し 4 分の 1 を乗じた金員を支払え。
- 4 被告 D (以下「被告 D」という。) 及び 被告 E (以下「被告 E」という。)は、原告に対し、第 1 項から第 3 項まで記載の各被告への請求額に応じて、各被告と連帯して金 2,090,236 円及び別表 1「元金」欄記載の額に対する同額に対応する同表「違約金起算日」から、それぞれ支払い済みまで 100 円につき 1 日 3 銭の割合による金員から、それぞれ「既払金」欄記載の額を控除した金員を支払え。
- 5 被告 A は、原告に対し、金 2,350,880 円及び別表 2「元金」欄記載の額に対する同額に対応する同表「違約金起算日」から、それぞれ支払い済みまで 100 円につき 1 日 3 銭の割合による金員から、それぞれ「既払金」欄記載の額を控除した金員に対し 2 分の 1 を乗じた金員を支払え。
- 6 被告 B は、原告に対し、金 1,175,440 円及び別表 2「元金」欄記載の額に対する同額に対応する同表「違約金起算日」から、それぞれ支払い済みまで 100 円

につき1日3銭の割合による金員から、それぞれ「既払金」欄記載の額を控除した金員に対し4分の1を乗じた金員を支払え。

7 被告 C は、原告に対し、金1,175,440円及び別表2「元金」欄記載の額に対する同額に対応する同表「違約金起算日」から、それぞれ支払い済みまで100円につき1日3銭の割合による金員から、それぞれ「既払金」欄記載の額を控除した金員に対し4分の1を乗じた金員を支払え。

8 被告 D 及び 被告 E は、原告に対し、第5項から第7項まで記載の各被告への請求額に応じて、各被告と連帯して金4,701,760円及び別表2「元金」欄記載の額に対する同額に対応する同表「違約金起算日」から、それぞれ支払い済みまで100円につき1日3銭の割合による金員から、それぞれ「既払金」欄記載の額を控除した金員を支払え。

9 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求める。

## 第2 請求の原因

1 原告は、訴外 F（以下「主債務者」という。）に対し、次の約定で宅地取得資金及び住宅新築資金を貸し付けた（以下「本件貸付」という。）。

(1) 宅地取得資金（甲1号証、以下「本件宅地取得資金」という。）

ア 貸付金額 3,000,000円

イ 貸付日 昭和56年3月30日

ウ 利率 年2パーセント

エ 償還方法 元利均等償還により、昭和56年4月30日を初回とし、以後平成18年3月30日まで毎月末金12,716円ずつ、300回に分割して償還する。ただし、初回の償還金は12,716円とする。

オ 違約金 償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ100円につき1日3銭の割合。

(2) 住宅新築資金（甲2号証、以下「本件住宅新築資金」という。）

ア 貸付金額 5,500,000円

イ 貸付日 昭和56年11月21日

ウ 利率 年2パーセント

エ 償還方法 元利均等償還により、昭和56年12月21日を初回とし、以後平成18年11月21日まで毎月末金23,312円ずつ、300回に分割して償還する。ただし、初回の償還金は23,312円とする。

オ 違約金 償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ100円につき1日3銭の割合。

- 2 被告 D（住所異動について、甲3号証）及び被告 E（住所異動について、甲4号証）は、原告との間で、本件宅地取得資金について昭和56年3月30日、本件住宅新築資金について昭和56年11月21日、前項に基づく各貸金返還債務をそれぞれ主債務者と連帯して保証するとの合意をした（以下、「本件連帯保証契約」という。）。
- 3 主債務者は、本件宅地取得資金について、平成27年6月16日までに金1,604,564円を支払い、残元金が1,919,092円、未払いの約定利息が291,144円となり（甲5号証）、本件住宅新築資金について、平成28年2月12日までに金2,131,840円を支払い、残元金が4,107,635円、未払いの約定利息が754,125円となった（甲6号証）。
- 4 主債務者は、平成28年3月10日に死亡し（甲9-5号証）、平成28年4月14日に二男である訴外 G の相続放棄申述が受理された（甲7号証 徳島家庭裁判所平成28年（家）第3241号（主債務者の住所異動について、甲8号証））ため、法定相続により前項記載の債務が分割され、妻である被告 A が2分の1、長男である被告 B が4分の1、長女である被告 C が4分の1の割合でそれぞれ相続した（甲9号証）。
- 5 被告 A、被告 B 及び被告 C は、主債務者の死亡後、本件宅地取得資金について、平成31年3月26日までに金120,000円を支払い、残元金が1,828,004円、未払いの約定利息が262,232円となり（甲10号証）、本件住宅新築資金について、平成30年3月27日までに金160,000円を支払い、残元金が3,994,826円、未払いの約定利息が706,934円となった（甲11号証）。
- 6 原告は、令和元年8月29日、本件宅地取得資金及び本件住宅新築資金を原資として、主債務者が取得した宅地及び新築した建物に設定された、原告を抵当権者

とする抵当権に基づき、徳島地方裁判所へ担保不動産競売を申し立て、同年9月30日、令和元年（ケ）第60号担保不動産競売事件として担保不動産競売手続きの開始が決定し（甲12号証）、令和2年4月20日（同月16日、弁済金交付日）、売却代金1,313,100円を得たため（甲13号証）、民法第488条及び第489条に基づき、手続き費用として366,227円、本件宅地取得資金に係る違約金へ419,294円（別表1「既払金」欄）、本件住宅新築資金に係る違約金へ527,579円（別表2「既払金」欄）を充当した（甲14号証）。

- 7 被告 A、被告 B 及び 被告 C は、第5項記載の残元金及び未払い利息に係る各相続債務について、被告 D 及び 被告 E は、第5項記載の残元金及び未払い利息について、現在に至るまで支払いをしていない。
- 8 よって、原告は、被告らに対し、本件貸付契約及び本件連帯保証契約に基づき、請求の趣旨記載の支払いを求める。

### 第3 関連事実

#### 1 本件宅地取得資金の時効中断

- (1) 主債務者から、原告に対し、平成10年7月1日、本件宅地取得資金の弁済がされた（甲15号証「62年度11月分」欄）。

これによって、昭和63年7月31日契約期限分から平成10年6月30日契約期限分の本件宅地取得資金について時効が中断した。

- (2) その後、主債務者から、原告に対し、平成19年1月10日、本件宅地取得資金の弁済がされた（甲15号証「62年度12月分」欄、甲16-1号証）。

これによって、昭和63年7月31日契約期限分から平成10年6月30日契約期限分の本件宅地取得資金について、再度時効が中断し、平成10年7月31日契約期限分以降の本件宅地取得資金について、時効が中断した。

- (3) その後、主債務者から、原告に対し、平成27年6月16日、本件宅地取得資金の弁済がされた（甲15号証「3年度10月分、11月分」欄、甲16-2号証）。

これによって、昭和63年7月31日契約期限分から平成10年6月30日契約期限分の本件宅地取得資金の残債務について、再々度時効が中断し、平成

10年7月31日契約期限分以降の本件宅地取得資金について、再度時効が中断した。

- (4) その後、原告は、令和元年8月29日、本件宅地取得資金を原資として、主債務者が取得した宅地に設定された、原告を抵当権者とする抵当権に基づき、徳島地方裁判所へ担保不動産競売を申し立て、同年10月1日、当該宅地に対する差押登記がされた（甲12号証、甲17号証）。

これによって、昭和63年7月31日契約期限分から平成10年6月30日契約期限分の本件宅地取得資金の残債務について、再々度時効が中断し、平成10年7月31日契約期限分以降の本件宅地取得資金について、再々度時効が中断した。

## 2 本件住宅新築資金の時効中断

- (1) 主債務者から、原告に対し、平成10年7月1日、本件住宅新築資金の弁済がされた（甲18号証「62年度9月分」欄）。

これによって、昭和63年7月31日契約期限分から平成10年6月30日契約期限分の本件住宅新築資金について時効が中断した。

- (2) その後、主債務者から、原告に対し、平成19年2月19日、本件住宅新築資金の弁済がされた（甲18号証「62年度10月分」欄、甲19-1号証）。

これによって、昭和63年7月31日契約期限分から平成10年6月30日契約期限分の本件住宅新築資金について、再度時効が中断し、平成10年7月31日契約期限分以降の本件住宅新築資金について、時効が中断した。

- (3) その後、主債務者から、原告に対し、平成28年2月12日、本件住宅新築資金の弁済がされた（甲18号証「元年度7月分」欄、甲19-2号証）。

これによって、昭和63年7月31日契約期限分から平成10年6月30日契約期限分の本件住宅新築資金の残債務について、再々度時効が中断し、平成10年7月31日契約期限分以降の本件住宅新築資金について、再度時効が中断した。

- (4) その後、原告は、令和元年8月29日、本件住宅新築資金を原資として、主債務者が新築した建物に設定された、原告を抵当権者とする抵当権に基づき、



徳島地方裁判所へ担保不動産競売を申し立て、同年10月1日、当該建物に対する差押登記がされた（甲12号証、甲20号証）。

これによって、昭和63年7月31日契約期限分から平成10年6月30日契約期限分の本件住宅新築資金の残債務について、再々度時効が中断し、平成10年7月31日契約期限分以降の本件住宅新築資金について、再々度時効が中断した。

別表1

	回	元金	違約金起算日	既払金
1	136	4,812	平成4年8月1日	14,610
2	137	9,678	平成4年9月1日	29,295
3	138	9,694	平成4年10月1日	29,256
4	139	9,710	平成4年11月1日	29,214
5	140	9,726	平成4年12月1日	29,175
6	141	9,743	平成5年1月1日	29,135
7	142	9,759	平成5年2月1日	29,092
8	143	9,775	平成5年3月1日	29,058
9	144	9,791	平成5年4月1日	29,014
10	145	9,808	平成5年5月1日	28,976
11	146	9,824	平成5年6月1日	28,932
12	147	9,840	平成5年7月1日	28,891
13	148	9,857	平成5年8月1日	28,849
14	149	9,873	平成5年9月1日	28,804
15	150	9,890	平成5年10月1日	26,993
16	151	9,906	平成5年11月1日	
17	152	9,923	平成5年12月1日	
18	153	9,939	平成6年1月1日	
19	154	9,956	平成6年2月1日	
20	155	9,972	平成6年3月1日	
21	156	9,989	平成6年4月1日	
22	157	10,006	平成6年5月1日	
23	158	10,022	平成6年6月1日	
24	159	10,039	平成6年7月1日	
25	160	10,056	平成6年8月1日	
26	161	10,072	平成6年9月1日	
27	162	10,089	平成6年10月1日	
28	163	10,106	平成6年11月1日	
29	164	10,123	平成6年12月1日	
30	165	10,140	平成7年1月1日	
31	166	10,157	平成7年2月1日	
32	167	10,174	平成7年3月1日	
33	168	10,191	平成7年4月1日	
34	169	10,208	平成7年5月1日	
35	170	10,225	平成7年6月1日	
36	171	10,242	平成7年7月1日	
37	172	10,259	平成7年8月1日	
38	173	10,276	平成7年9月1日	
39	174	10,293	平成7年10月1日	
40	175	10,310	平成7年11月1日	
41	176	10,327	平成7年12月1日	
42	177	10,344	平成8年1月1日	
43	178	10,362	平成8年2月1日	
44	179	10,379	平成8年3月1日	
45	180	10,396	平成8年4月1日	
46	181	10,414	平成8年5月1日	
47	182	10,431	平成8年6月1日	
48	183	10,448	平成8年7月1日	
49	184	10,466	平成8年8月1日	
50	185	10,483	平成8年9月1日	
51	186	10,501	平成8年10月1日	

	回	元金	違約金起算日	既払金
52	187	10,518	平成8年11月1日	
53	188	10,536	平成8年12月1日	
54	189	10,553	平成9年1月1日	
55	190	10,571	平成9年2月1日	
56	191	10,588	平成9年3月1日	
57	192	10,606	平成9年4月1日	
58	193	10,624	平成9年5月1日	
59	194	10,641	平成9年6月1日	
60	195	10,659	平成9年7月1日	
61	196	10,677	平成9年8月1日	
62	197	10,695	平成9年9月1日	
63	198	10,713	平成9年10月1日	
64	199	10,730	平成9年11月1日	
65	200	10,748	平成9年12月1日	
66	201	10,766	平成10年1月1日	
67	202	10,784	平成10年2月1日	
68	203	10,802	平成10年3月1日	
69	204	10,820	平成10年4月1日	
70	205	10,838	平成10年5月1日	
71	206	10,856	平成10年6月1日	
72	207	10,874	平成10年7月1日	
73	208	10,892	平成10年8月1日	
74	209	10,911	平成10年9月1日	
75	210	10,929	平成10年10月1日	
76	211	10,947	平成10年11月1日	
77	212	10,965	平成10年12月1日	
78	213	10,984	平成11年1月1日	
79	214	11,002	平成11年2月1日	
80	215	11,020	平成11年3月1日	
81	216	11,039	平成11年4月1日	
82	217	11,057	平成11年5月1日	
83	218	11,075	平成11年6月1日	
84	219	11,094	平成11年7月1日	
85	220	11,112	平成11年8月1日	
86	221	11,131	平成11年9月1日	
87	222	11,149	平成11年10月1日	
88	223	11,168	平成11年11月1日	
89	224	11,187	平成11年12月1日	
90	225	11,205	平成12年1月1日	
91	226	11,224	平成12年2月1日	
92	227	11,243	平成12年3月1日	
93	228	11,261	平成12年4月1日	
94	229	11,280	平成12年5月1日	
95	230	11,299	平成12年6月1日	
96	231	11,318	平成12年7月1日	
97	232	11,337	平成12年8月1日	
98	233	11,356	平成12年9月1日	
99	234	11,374	平成12年10月1日	
100	235	11,393	平成12年11月1日	
101	236	11,412	平成12年12月1日	
102	237	11,431	平成13年1月1日	
103	238	11,450	平成13年2月1日	

	回	元金	違約金起算日	既払金
104	239	11,470	平成13年3月1日	
105	240	11,489	平成13年4月1日	
106	241	11,508	平成13年5月1日	
107	242	11,527	平成13年6月1日	
108	243	11,546	平成13年7月1日	
109	244	11,565	平成13年8月1日	
110	245	11,585	平成13年9月1日	
111	246	11,604	平成13年10月1日	
112	247	11,623	平成13年11月1日	
113	248	11,643	平成13年12月1日	
114	249	11,662	平成14年1月1日	
115	250	11,682	平成14年2月1日	
116	251	11,701	平成14年3月1日	
117	252	11,721	平成14年4月1日	
118	253	11,740	平成14年5月1日	
119	254	11,760	平成14年6月1日	
120	255	11,779	平成14年7月1日	
121	256	11,799	平成14年8月1日	
122	257	11,819	平成14年9月1日	
123	258	11,838	平成14年10月1日	
124	259	11,858	平成14年11月1日	
125	260	11,878	平成14年12月1日	
126	261	11,898	平成15年1月1日	
127	262	11,917	平成15年2月1日	
128	263	11,937	平成15年3月1日	
129	264	11,957	平成15年4月1日	
130	265	11,977	平成15年5月1日	
131	266	11,997	平成15年6月1日	
132	267	12,017	平成15年7月1日	
133	268	12,037	平成15年8月1日	
134	269	12,057	平成15年9月1日	
135	270	12,077	平成15年10月1日	
136	271	12,097	平成15年11月1日	
137	272	12,118	平成15年12月1日	
138	273	12,138	平成16年1月1日	
139	274	12,158	平成16年2月1日	
140	275	12,178	平成16年3月1日	
141	276	12,199	平成16年4月1日	
142	277	12,219	平成16年5月1日	
143	278	12,239	平成16年6月1日	
144	279	12,260	平成16年7月1日	
145	280	12,280	平成16年8月1日	
146	281	12,300	平成16年9月1日	
147	282	12,321	平成16年10月1日	
148	283	12,342	平成16年11月1日	
149	284	12,362	平成16年12月1日	
150	285	12,383	平成17年1月1日	
151	286	12,403	平成17年2月1日	
152	287	12,424	平成17年3月1日	
153	288	12,445	平成17年4月1日	
154	289	12,465	平成17年5月1日	
155	290	12,486	平成17年6月1日	

	回	元金	違約金起算日	既払金
156	291	12,507	平成17年7月1日	
157	292	12,528	平成17年8月1日	
158	293	12,549	平成17年9月1日	
159	294	12,570	平成17年10月1日	
160	295	12,591	平成17年11月1日	
161	296	12,612	平成17年12月1日	
162	297	12,633	平成18年1月1日	
163	298	12,654	平成18年2月1日	
164	299	12,675	平成18年3月1日	
165	300	12,352	平成18年3月31日	
	合計	1,828,004		419,294

別表2

	回	元金	違約金起算日	既払金
1	99	16,048	平成2年3月1日	52,982
2	100	16,681	平成2年4月1日	54,917
3	101	16,709	平成2年5月1日	54,858
4	102	16,737	平成2年6月1日	54,795
5	103	16,765	平成2年7月1日	54,736
6	104	16,793	平成2年8月1日	54,671
7	105	16,821	平成2年9月1日	54,606
8	106	16,849	平成2年10月1日	54,545
9	107	16,877	平成2年11月1日	54,478
10	108	16,905	平成2年12月1日	36,991
11	109	16,933	平成3年1月1日	
12	110	16,961	平成3年2月1日	
13	111	16,990	平成3年3月1日	
14	112	17,018	平成3年4月1日	
15	113	17,046	平成3年5月1日	
16	114	17,075	平成3年6月1日	
17	115	17,103	平成3年7月1日	
18	116	17,132	平成3年8月1日	
19	117	17,160	平成3年9月1日	
20	118	17,189	平成3年10月1日	
21	119	17,217	平成3年11月1日	
22	120	17,246	平成3年12月1日	
23	121	17,275	平成4年1月1日	
24	122	17,304	平成4年2月1日	
25	123	17,333	平成4年3月1日	
26	124	17,361	平成4年4月1日	
27	125	17,390	平成4年5月1日	
28	126	17,419	平成4年6月1日	
29	127	17,448	平成4年7月1日	
30	128	17,477	平成4年8月1日	
31	129	17,507	平成4年9月1日	
32	130	17,536	平成4年10月1日	
33	131	17,565	平成4年11月1日	
34	132	17,594	平成4年12月1日	
35	133	17,624	平成5年1月1日	
36	134	17,653	平成5年2月1日	
37	135	17,682	平成5年3月1日	
38	136	17,712	平成5年4月1日	
39	137	17,741	平成5年5月1日	
40	138	17,771	平成5年6月1日	
41	139	17,801	平成5年7月1日	
42	140	17,830	平成5年8月1日	
43	141	17,860	平成5年9月1日	
44	142	17,890	平成5年10月1日	
45	143	17,920	平成5年11月1日	
46	144	17,949	平成5年12月1日	
47	145	17,979	平成6年1月1日	
48	146	18,009	平成6年2月1日	
49	147	18,039	平成6年3月1日	
50	148	18,069	平成6年4月1日	
51	149	18,099	平成6年5月1日	

	回	元金	違約金起算日	既払金
52	150	18,130	平成6年6月1日	
53	151	18,160	平成6年7月1日	
54	152	18,190	平成6年8月1日	
55	153	18,220	平成6年9月1日	
56	154	18,251	平成6年10月1日	
57	155	18,281	平成6年11月1日	
58	156	18,312	平成6年12月1日	
59	157	18,342	平成7年1月1日	
60	158	18,373	平成7年2月1日	
61	159	18,403	平成7年3月1日	
62	160	18,434	平成7年4月1日	
63	161	18,465	平成7年5月1日	
64	162	18,496	平成7年6月1日	
65	163	18,526	平成7年7月1日	
66	164	18,557	平成7年8月1日	
67	165	18,588	平成7年9月1日	
68	166	18,619	平成7年10月1日	
69	167	18,650	平成7年11月1日	
70	168	18,681	平成7年12月1日	
71	169	18,712	平成8年1月1日	
72	170	18,744	平成8年2月1日	
73	171	18,775	平成8年3月1日	
74	172	18,806	平成8年4月1日	
75	173	18,837	平成8年5月1日	
76	174	18,869	平成8年6月1日	
77	175	18,900	平成8年7月1日	
78	176	18,932	平成8年8月1日	
79	177	18,963	平成8年9月1日	
80	178	18,995	平成8年10月1日	
81	179	19,027	平成8年11月1日	
82	180	19,058	平成8年12月1日	
83	181	19,090	平成9年1月1日	
84	182	19,122	平成9年2月1日	
85	183	19,154	平成9年3月1日	
86	184	19,186	平成9年4月1日	
87	185	19,218	平成9年5月1日	
88	186	19,250	平成9年6月1日	
89	187	19,282	平成9年7月1日	
90	188	19,314	平成9年8月1日	
91	189	19,346	平成9年9月1日	
92	190	19,378	平成9年10月1日	
93	191	19,411	平成9年11月1日	
94	192	19,443	平成9年12月1日	
95	193	19,475	平成10年1月1日	
96	194	19,508	平成10年2月1日	
97	195	19,540	平成10年3月1日	
98	196	19,573	平成10年4月1日	
99	197	19,606	平成10年5月1日	
100	198	19,638	平成10年6月1日	
101	199	19,671	平成10年7月1日	
102	200	19,704	平成10年8月1日	
103	201	19,737	平成10年9月1日	

	回	元金	違約金起算日	既払金
104	202	19,770	平成10年10月1日	
105	203	19,802	平成10年11月1日	
106	204	19,835	平成10年12月1日	
107	205	19,869	平成11年1月1日	
108	206	19,902	平成11年2月1日	
109	207	19,935	平成11年3月1日	
110	208	19,968	平成11年4月1日	
111	209	20,001	平成11年5月1日	
112	210	20,035	平成11年6月1日	
113	211	20,068	平成11年7月1日	
114	212	20,101	平成11年8月1日	
115	213	20,135	平成11年9月1日	
116	214	20,169	平成11年10月1日	
117	215	20,202	平成11年11月1日	
118	216	20,236	平成11年12月1日	
119	217	20,270	平成12年1月1日	
120	218	20,303	平成12年2月1日	
121	219	20,337	平成12年3月1日	
122	220	20,371	平成12年4月1日	
123	221	20,405	平成12年5月1日	
124	222	20,439	平成12年6月1日	
125	223	20,473	平成12年7月1日	
126	224	20,507	平成12年8月1日	
127	225	20,541	平成12年9月1日	
128	226	20,576	平成12年10月1日	
129	227	20,610	平成12年11月1日	
130	228	20,644	平成12年12月1日	
131	229	20,679	平成13年1月1日	
132	230	20,713	平成13年2月1日	
133	231	20,748	平成13年3月1日	
134	232	20,782	平成13年4月1日	
135	233	20,817	平成13年5月1日	
136	234	20,852	平成13年6月1日	
137	235	20,886	平成13年7月1日	
138	236	20,921	平成13年8月1日	
139	237	20,956	平成13年9月1日	
140	238	20,991	平成13年10月1日	
141	239	21,026	平成13年11月1日	
142	240	21,061	平成13年12月1日	
143	241	21,096	平成14年1月1日	
144	242	21,131	平成14年2月1日	
145	243	21,166	平成14年3月1日	
146	244	21,202	平成14年4月1日	
147	245	21,237	平成14年5月1日	
148	246	21,272	平成14年6月1日	
149	247	21,308	平成14年7月1日	
150	248	21,343	平成14年8月1日	
151	249	21,379	平成14年9月1日	
152	250	21,415	平成14年10月1日	
153	251	21,450	平成14年11月1日	
154	252	21,486	平成14年12月1日	
155	253	21,522	平成15年1月1日	



	回	元金	違約金起算日	既払金
156	254	21,558	平成15年2月1日	
157	255	21,594	平成15年3月1日	
158	256	21,630	平成15年4月1日	
159	257	21,666	平成15年5月1日	
160	258	21,702	平成15年6月1日	
161	259	21,738	平成15年7月1日	
162	260	21,774	平成15年8月1日	
163	261	21,811	平成15年9月1日	
164	262	21,847	平成15年10月1日	
165	263	21,883	平成15年11月1日	
166	264	21,920	平成15年12月1日	
167	265	21,956	平成16年1月1日	
168	266	21,993	平成16年2月1日	
169	267	22,030	平成16年3月1日	
170	268	22,066	平成16年4月1日	
171	269	22,103	平成16年5月1日	
172	270	22,140	平成16年6月1日	
173	271	22,177	平成16年7月1日	
174	272	22,214	平成16年8月1日	
175	273	22,251	平成16年9月1日	
176	274	22,288	平成16年10月1日	
177	275	22,325	平成16年11月1日	
178	276	22,362	平成16年12月1日	
179	277	22,399	平成17年1月1日	
180	278	22,437	平成17年2月1日	
181	279	22,474	平成17年3月1日	
182	280	22,512	平成17年4月1日	
183	281	22,549	平成17年5月1日	
184	282	22,587	平成17年6月1日	
185	283	22,624	平成17年7月1日	
186	284	22,662	平成17年8月1日	
187	285	22,700	平成17年9月1日	
188	286	22,738	平成17年10月1日	
189	287	22,776	平成17年11月1日	
190	288	22,814	平成17年12月1日	
191	289	22,852	平成18年1月1日	
192	290	22,890	平成18年2月1日	
193	291	22,928	平成18年3月1日	
194	292	22,966	平成18年4月1日	
195	293	23,004	平成18年5月1日	
196	294	23,043	平成18年6月1日	
197	295	23,081	平成18年7月1日	
198	296	23,120	平成18年8月1日	
199	297	23,158	平成18年9月1日	
200	298	23,197	平成18年10月1日	
201	299	23,235	平成18年11月1日	
202	300	23,075	平成18年11月22日	
合計		3,994,826		527,579

## 証拠方法

- 1 甲 1 号証 住宅新築資金等貸借契約並びに抵当権設定契約証書  
(宅地取得資金)
- 2 甲 2 号証 住宅新築資金等貸借契約並びに抵当権設定契約証書  
(住宅新築資金)
- 3 甲 3 号証 住民票 ( D )
- 4 甲 4-1 号証 改製原附票 ( E )
- 5 甲 4-2 号証 戸籍の附票 ( E )
- 6 甲 5 号証 計算書 1-1 (宅地取得資金)
- 7 甲 6 号証 計算書 1-2 (住宅新築資金)
- 8 甲 7 号証 平成 29 年 5 月 8 日付け相続放棄等の申述受理について  
(被相続人 主債務者)
- 9 甲 8-1 号証 (改製前) 戸籍の附票 (主債務者)
- 10 甲 8-2 号証 (改製後) 戸籍の附票 (主債務者)
- 11 甲 9-1 号証 相続関係図
- 12 甲 9-2 号証 除籍謄本 (戸主 )
- 13 甲 9-3 号証 改製原戸籍謄本 (戸主 )
- 14 甲 9-4 号証 改製原戸籍謄本 (筆頭者 主債務者)
- 15 甲 9-5 号証 除籍全部事項証明書 (筆頭者 主債務者)
- 16 甲 9-6 号証 戸籍全部事項証明書 (筆頭者 主債務者)
- 17 甲 9-7 号証 改製原戸籍抄本 (筆頭者 G )
- 18 甲 9-8 号証 戸籍一部事項証明書 (筆頭者 G )
- 19 甲 9-9 号証 改製原戸籍抄本 (筆頭者 )
- 20 甲 9-10 号証 除籍謄本 (筆頭者 )
- 21 甲 9-11 号証 戸籍一部事項証明書 (筆頭者 )
- 22 甲 9-12 号証 戸籍全部事項証明書 (筆頭者 C )
- 23 甲 9-13 号証 平成 29 年 3 月 27 日付け相続放棄等の申述受理について  
(被相続人 主債務者)

- 24 甲 10 号証 計算書 2-1 (宅地取得資金)
- 25 甲 11 号証 計算書 2-2 (住宅新築資金)
- 26 甲 12 号証 令和元年 9 月 30 日付け担保不動産競売開始決定(徳島地方裁判所  
令和元年(ケ)第 60 号)
- 27 甲 13 号証 売却代金交付計算書(徳島地方裁判所 令和元年(ケ)第 60 号)
- 28 甲 14-1 号証 調定票(手続き費用分)
- 29 甲 14-2 号証 納付済通知書(甲 14-1 号証分)
- 30 甲 14-3 号証 調定票(違約金充当分)
- 31 甲 14-4 号証 納付済通知書(甲 14-3 号証分)
- 32 甲 15 号証 住宅新築資金等貸付償還金滞納繰越原簿(本件宅地取得資金)
- 33 甲 16-1 号証 領収済通知書(平成 19 年 1 月 10 日収入印)
- 34 甲 16-2 号証 領収済通知書(平成 27 年 6 月 16 日収入印)
- 35 甲 17 号証 不動産登記全部事項証明書(土地)
- 36 甲 18 号証 住宅新築資金等貸付償還金滞納繰越原簿(本件住宅新築資金)
- 37 甲 19-1 号証 領収済通知書(平成 19 年 2 月 19 日金融機関領収印)
- 38 甲 19-2 号証 領収済通知書(平成 28 年 2 月 12 日収入印)
- 39 甲 20 号証 不動産登記全部事項証明書(建物)

#### 付属書類

- 1 訴状副本 5 通
- 2 甲号証(写し) 各 6 通
- 3 証拠説明書 6 通(正本 1 通 副本 5 通)
- 4 代理人指定書 1 通